

第1回淡路夢舞台の創造的再生に向けた検討会 議事概要

1 日 時 令和7年6月19日（木） 13:00～15:00

2 場 所 県庁3号館6階第6委員会室

3 報 告 (1) 淡路夢舞台の概要

(2) 淡路夢舞台を取り巻く環境

(3) サウンディング型市場調査の結果概要

4 意見交換

(1) コンセプト・方向性に関するご意見

ア 夢舞台施設全体・共通

- ・地元としては、夢舞台内の施設を持続可能且つ地域の活力を高める形で残していくべきだ。
- ・インバウンドの政府目標や、航空機の空路拡大などから今後もインバウンド需要は高まると見ており、淡路島をウェルネスに特化した世界トップのリゾート拠点にできるとよい。
- ・リトリートのコンセプトは淡路島に適しているが、同コンセプトのリゾート施設が世界中で建設される競争環境下では、目玉となる事業や施策を実施し、従来から刷新した施設となる必要がある。
- ・これまで、県とともに、兵庫県全体のなかでの淡路の立ち位置についても議論を進めてきた。例えば、ベイエリア活性化推進協議会の企画委員会では、淡路について、持続可能なウェルネス・ツーリズムとしてのリトリートエリアという方向性をあげている。

イ ホテル

- ・ラグジュアリーのリゾートホテルを検討する場合は、実装が進んでいる空飛ぶクルマや最寄りの国際空港からヘリコプターでの直接チェックイン、スーパーヨットの停泊などを今後活用できる可能性がある。
- ・海外のモダンラグジュアリー層をターゲットに考えるのであれば、外資企業の日本法人を招聘するのは一案。

ウ 国際会議場

- ・国際会議場に集客できる提案があるかが懸念。サミット誘致や大型イベントの開催など集客に寄与する起爆剤があるとよい。

エ 灘山緑地

- ・灘山緑地は今まで利用が多くなく、管理も行き届いていない状況であるため、今後は樹木の伐採を許容し、伐採してできたスポットを活用したりするのも一案。

(2) スキーム等に関するご意見

ア 夢舞台施設全体・共通

- ・ホテルとその他公共施設を一体的なプロポーザルとするのも一案だが、民間事業者にとっては対象施設が増えると負担やリスクが大きくなる。
- ・指定管理やコンセッションで民間事業者に運営を委託する際には、委託後も協議に県が関わり公共性について意見するとの条件を設定する海外事例もあり、本件の条件としてもあり得る。

- ・対象施設、事業スキーム、提案内容を県で全て定めるのではなく、舞台全体のビジョンのみを明確に提示した上で対象施設や事業スキーム、提案内容については事業者に委ねるのも一案。
- ・スケジュールがタイトな状況を踏まえると民間事業者に対して県から事前提案し、公募要件が厳しすぎるとの意見が多い場合は、要件を緩和した上で本公募するのも一案。
- ・民間事業者が関心を示すメリットや条件、例えば、価格設定や、施設の大規模な改修・改変を許容するなどを決める必要がある。
- ・スケジュールが許すならば、公募要項を作成する前に、民間事業者からの提案を聴取した上で要項を作成するのが望ましい。

イ ホテル

- ・資産譲渡は可能と見ている。
- ・駐車場はホテルと一体的に運用する必要がある。

ウ 国際会議場

- ・民間事業者からの関心を高めるためにも、夢舞台敷地内あるいは隣接する敷地内に採算性の見込める施設を新たに建設することを認めることで、収益性のない施設の運営による負担を補う提案を求めるのも一案。

(3) 県としての方向性に関するご意見

- ・訪日外国人観光客の集客の観点では、夢舞台だけではなく淡路島全体で検討できること地経済波及効果にも寄与するものと思料する。
- ・民間事業者が提案しやすいように、県としてどのような施設にしたいかのビジョンは明確にする必要がある。
- ・本件は民間事業者からの投資を募るものだが、事業再生の側面も強い。民間事業者の長期的な投資を呼び込むためにも、対外的には、今後、近畿圏全体が活性化するなかで淡路島がさらに発展する可能性があるなど、前向きな状況を民間事業者に示す必要がある。
- ・実際の市場や経済状況に対する理解と行政の公益性に係る想いのバランスが曖昧になった結果、今のような状態に陥ったと感じる。
- ・夢舞台に対する安藤忠雄氏の思いに加え、当初の県の方針等がどれだけ実現できているかを検証した上で、新たなビジョンやアクションプランに落とし込むことが必要。また、外国人観光客のみならず日本人や淡路島の地元住民、子どもたちにとって有益な施策を県主導で世界に発信できれば、施策に投資したいと考える民間事業者が現れると思料するので、検討会では手法論の検証もすべきではないか。
- ・各施設の今後の事業や、民間事業者が協議体を通じた連携にどこまで県が介入するかなどが重要で、今後の夢舞台施設に公共的な役割をどこまで求めるかを県が決める必要がある。

以上